

令和4年度 早川町一般会計決算における入湯税の充当状況について

入湯税は、地方税条第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防に必要な施設の整備並びに観光の振興(施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す目的税です。

入湯客は当該施設の経営者へ鉱泉浴場の利用料金とともに入湯税を支払い、経営者は特別徴収義務者として徴収した入湯税を1ヶ月単位で町へ納入する義務を負います。税率は、入湯客1人1日について150円です。

(歳入) 入湯税	3,396 千円
(歳出) 入湯税が充てられる観光振興等経費	29,587 千円

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	2,648	0	0	0	0	258	2,390
消防施設等の整備	2,203	0	0	0	0	66	2,137
観光施設の整備	14,176	990	0	0	0	1,543	11,643
観光振興(観光施設の整備を含む。)	10,560	0	0	0	0	1,530	9,030
合計	29,587	990	0	0	0	3,396	25,201
						一般財源 総計	28,597